第八条第一号中「受けた納付の委託に係る」を「法第三十四条の三第一項（納付受託者に対する納付の委託）の規定により国税を納付しようとする者の委託を受けた」に改め、同条第二号中「納付の委託につき」を「同号の委託に係る」に改め、同号イを次のように改める。

イ　納付書記載事項

第八条第二号ロを削り、同号ハ中「納付の委託をした」を「国税を納付しようとする」に改め、「者から」の下に「法第三十四条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による委託に基づき」を、「交付」の下に「を受け、又は同項（第二号に係る部分に限る。）の規定により委託」を加え、同号ハを同号ロとする。

第十一条の三の次に次の一条を加える。

（預貯金等の内容に関する事項）

第十一条の四　法第七十四条の十三の二（預貯金者等情報の管理）に規定する財務省令で定める事項は、同条に規定する預貯金者等の顧客番号並びに同条に規定する預貯金等の口座番号、口座開設日、種目、元本の額、利率、預入日及び満期日とする。

第十二条第一項中「の提出」を「の提出等」に改め、同項ただし書中「関する処分（」を「関する処分及び滞納処分（その例による処分を含む。）を除く。）又は」に改め、「第六十八条第三項」の下に「又は第四項（同条第三項の重加算税に係る部分に限る。）」を加え、「規定による重加算税」を「重加算税」に、「及び第二号に係るものを除く。）及び滞納処分（その例による処分を含む。）を除く。）」を「若しくは第二号に係るもの（次項第二号において単に「処分」という。）」に改め、同条第二項第二号中「前項ただし書に規定する」を削り、「同項ただし書」を「前項ただし書」に改める。

第十二条の二第一項中「（法第三十四条の六第三項（納付受託者の帳簿保存等の義務）に規定する電磁的記録をいう。）」を削る。

第十五条の見出しを「（個人番号の記載を要しない書類等）」に改め、同条中「この条」を「この項」に、「申告書、申請書、届出書その他の書類」を「税務書類」に、「当該書類」を「当該税務書類」に改め、「（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第百二十四条第一項（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）に規定する財務省令で定める書類は、納税申告書（法第二条第六号（定義）に規定する納税申告書をいう。）その他の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項（定義）に規定する個人番号をいう。）を記載すべき書類の提出に関連し、又はその後続の手続として提出される税務書類（法第百二十四条第一項に規定する税務書類をいう。次項において同じ。）として国税庁長官が定める書類とする。

別紙第1号書式備考10中「第2条第3項」を「第2条第3号」に改め、同書式備考11中「同項の金融機関が第3片の領収証書をはがきとして納税者に送付することができるように納付書の各欄を配置するとともに、」を削り、「ものとする」を「ものとし、第3片の領収証書の当該送付を省略することができる」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条の改正規定、第三条の改正規定、第七条の改正規定、第八条の改正規定及び第十二条の二第一項の改正規定並びに次項の規定　平成二十九年一月四日

二　第十一条の三の次に一条を加える改正規定　個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日

（復興特別所得税に関する省令の一部改正）

2　復興特別所得税に関する省令（平成二十四年財務省令第六号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「国税通則法施行規則」の下に「第二条第三項に規定する通知、同規則第七条第三項の規定による保存及び同規則」を加える。

（法人番号の指定等に関する省令の一部改正）

3　法人番号の指定等に関する省令（平成二十六年財務省令第七十号）の一部を次のように改正する。

第九条第二号及び第十一条第二号中「書類」を「税務書類」に改める。

○財務省令第二十二号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百五十九号）の施行に伴い、並びに同法附則、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第百五十八号）附則、所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成十七年政令第百三号）附則及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則の規定に基づき、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の五第一項中「第四条第一号」の下に「（障害者等）」を、「第四条第四十二号」と、」の下に「「法第十条第二項」とあるのは「租税特別措置法第四条第二項において準用する所得税法第十条第二項」と、」を加え、「第七条第六項」を「第七条第八項」に改める。

第三条の五第六項第一号、第七項第一号、第八項第一号、第十一項第一号、第十二項第一号及び第十三項第一号中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改め、同条第十四項第三号中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改め、「の個人番号若しくは法人番号」を削り、同条第十五項第一号中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改め、同条第十七項中「支払者」の下に「（個人を除く。）」を加え、「個人番号又は」を削る。

第三条の十第一項第一号中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改める。

第三条の十三第一項第一号及び第八項第一号中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改め、同条第九項中「の個人番号若しくは法人番号又は当該勤務先等に係る」を「（個人を除く。）若しくは」に、「若しくは当該」を「又は当該」に改める。

第三条の十七の二第六項中「第十八条の十二第三項及び第四項」を「所得税法施行規則第八十一条の六第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第二項」に改め、同条第十一項中「第十九条の十の三」を「第十九条の十の四」に、「第十九条の十の四の」を「第十九条の十の五の」に、「第十九条の十の四第十一項第一号」を「第十九条の十の五第十一項第一号イ」に改める。

第三条の十八第一項第二号中「国内において」を「恒久的施設を通じて」に改める。

第五条の七　削除

第五条の八第三項中「開発研究（新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。）の用に供されるもの又は」を削る。

第五条の九の見出し中「雇用者」を「特定の地域において雇用者」に改め、同条第一項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、同条第五項中「第五条の六第十三項」を「第五条の六第十四項」に、「第二項」を「第三項」に、「第三項に」を「第四項に」に改め、同項を同条第六項とし、